

警備業法（昭和47年法律第 117 号。以下「法」という。）第22条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施しますので公示します。

令和 7 年10月21日

神奈川県公安委員会

1 実施期日

令和 8 年 2 月 5 日（木）から同年 2 月13日（金）（土曜日、日曜日及び休日を除く。）までの間

2 実施場所

横浜市中区寿町 2 丁目 5 番地 1 川本工業ビル 5 階研修室

3 講習の区分

法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務（以下「2 号警備業務」という。）

4 定員

60人

5 受講対象者

警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）提出時において、次のいずれかに該当する者としします。

(1) 最近 5 年間に 2 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「1 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者

(3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、同合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 2 号警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（2 号警備業務に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であって、同検定に合格した後、継続して 1 年以上 2 号警備業務に従事しているもの

6 受講申込手続

(1) 申込みの受付

ア 申込受付期間

令和 7 年11月19日（水）から同年11月21日（金）までの午前 9 時から午後 4 時までの間

なお、申込みは、定員になり次第締め切ります。

イ 申込みの方法

(イ) 神奈川県警察本部の申込専用電話に架電して申込みを行い、受付番号を取得してください。

申込専用電話への架電以外による申込みは、受け付けません。

(イ) 1 回の通話で申し込むことができる人数は 1 人とし、申込者は受講希望者本人とします。

ウ 申込専用電話の番号

045-662-0193

(2) 申込書の提出

ア 提出期間

令和7年12月17日（水）から同年12月19日（金）までの午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 提出場所

横浜市中区寿町2丁目5番地1 川本工業ビル5階
一般社団法人神奈川県警備業協会

ウ 提出書類

(7) 申込書（6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を申込書の所定の位置に貼り付けたもの）1通

申込書は、神奈川県警察のホームページ「申請・届出等様式ダウンロードサービス索引」より入手することができます。

(4) 受講対象者に該当することを疎明する次に掲げる書面1通

a 前記5(1)に該当する者

警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

b 前記5(2)に該当する者

1級検定の合格証明書の写し

c 前記5(3)に該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

d 前記5(4)に該当する者

旧1級検定の合格証の写し

e 前記5(5)に該当する者

旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書

なお、郵送による提出書類の受付は行っていません。

エ 提示書類

申込書を提出する際、本籍（外国人の場合は国籍等。以下「本籍等」という。）が確認できる書面（本籍等が記載された住民票の写し等）を提示してください。

7 受講手数料及び納付方法

3万8,000円に相当する額を納付してください。原則、キャッシュレス決済によりますので、受講申し込みの際は、キャッシュレス決済手段（クレジットカード、電子マネー又はコード決済）を準備してください（キャッシュレス決済の方法についての詳細は、神奈川県警察のホームページ内「各種手続」を確認してください。）。

なお、収受後の受講手数料については、還付しません。

8 講習の委託

本講習は、一般社団法人神奈川県警備業協会に委託して実施します。

9 問合せ先

- (1) 神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課（電話045-211-1212 内線3038・3039）
- (2) 神奈川県内の警察署生活安全（第一）課
- (3) 一般社団法人神奈川県警備業協会（電話045-225-8825）

10 その他

本講習終了後、修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付します。